

1	0	年	保	存
機	密	性	1	

基監発0325第1号
平成27年3月25日

東京労働局長 殿
大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

過重労働撲滅特別対策班に係る設置要綱について

長時間労働対策については、昨年9月30日に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、省をあげて取り組んでいるところであるが、本年1月27日に開催された同本部の第2回会合において、過重労働対策の一層の強化を行うため、過重労働に係る大規模事案、困難事案等に対応するための特別対策班を東京労働局及び大阪労働局に設置することとされたところである。

については、別紙の設置要綱を参考として貴局における設置要綱を定め、上記の取組みを推進するための特別対策班を設置して、過重労働に係る大規模事案、困難事案等に対し、積極的かつ効率的に取り組むようお願いする。

過重労働撲滅特別対策班の設置について

1 趣旨

平成 26 年 9 月に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置され、長時間労働対策について、省をあげて取り組んでいるところであるが、同推進本部において、過重労働に係る大規模事案、困難事案等に対応するための専従対策班を労働局に新設することとされた。

このことを踏まえ、長時間にわたる過重な労働が行われ、労働基準関係法令に違反し、または、違反する疑いがあり、監督指導における事実関係の確認調査が広範囲となる事案、司法処分事件における捜査対象が多岐にわたる事案、被疑事実の立証等に高度な捜査技術を必要とする事案等について、積極的かつ効率的な取り組みを行うため、労働基準部監督課に過重労働撲滅特別対策班（以下「特別対策班」という。）を設置する。

2 組織等

- (1) 特別対策班に、主査及び構成員を置く。
- (2) 主査は、監督課長をもって充てる。
- (3) 主査は、特別対策班の事務を総轄整理する。
- (4) 構成員は、特別司法監督官及び特別監督官をもって充てる。
- (5) 労働局長は、特別対策班が取り扱う事案の内容等に応じて、労働局及び管内の労働基準監督署の職員から構成員の追加を指示することができる。

3 その他

- (1) 主査及び構成員に対しては、労働局長により命を発令する。
- (2) 以上に定めるもののほか、特別対策班の運営に関し必要な事項は、労働局長が別に定める。

4 設置日

特別対策班は、平成 27 年 4 月 1 日をもって設置する。